

商店街における 感染症防止対策

基本方針(都内版)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防と、社会経済活動の両立を図っていくにあたり商店街において適切な感染防止対策を講じる際のガイドラインとして、全国商店街振興組合連合会が中小企業庁と基本的な方針を取りまとめたので紹介します。なお、これは6月16日時点での当面の対応です。今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直されます。

商店街共用部

- 共用する物品(テーブル・いす等)や不特定多数が接触する場所については定期的に消毒する
- トイレはフタを閉じて汚物を流すよう表記する
- ハンドドライヤー、共通タオルの使用は禁止する
- 屋内施設はこまめに換気する
- ゴミ廃棄・回収時には、マスクや手袋を着用する
- マスクと手袋をはずした後はせっけんと流水で手を洗う

来客への注意喚起

- 咳エチケットやマスクの着用などを励行する
- 来客数が増大し、密集状態が懸念される場合は入場制限を行うことを告知する
- 買い物時の「ソーシャルディスタンス」確保を励行する
- 電子決済利用を推奨する
- 飲食店はテイクアウトを推奨する



商店街でのイベントにおける感染防止方針

基本方針

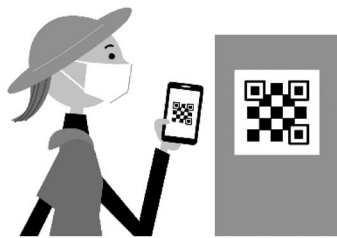
商店街におけるイベント(商店街への来訪を伴わないものを除く)の実施については、比較的少人数が参加するイベント含め、都知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応する。なお、都知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば「新しい生活様式」の実践や、適切な感染防止対策を講じること等の条件を満たすことにより可能。ただし当面は、全国的または広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。また、規模要件(人数上限)に関しては、都知事のイベント開催制限の方針に準じる

実施条件

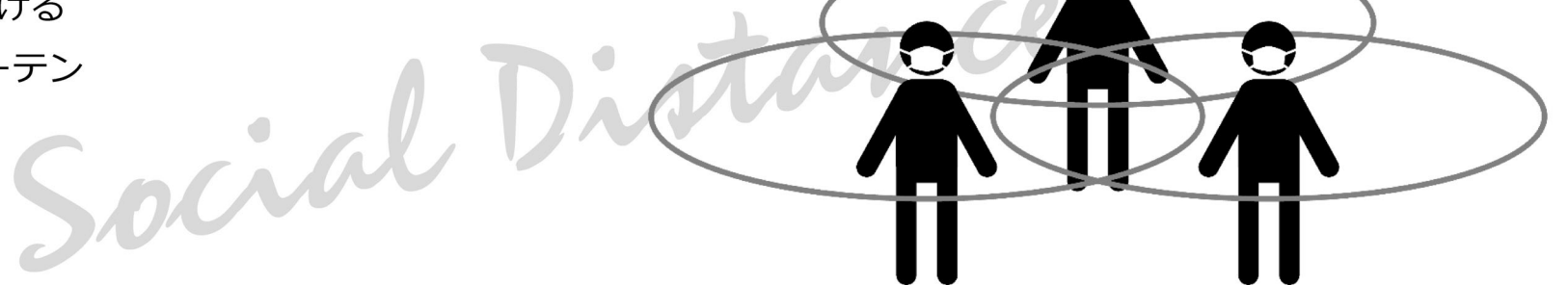
- 3密(密閉、密集、密接)の発生が原則想定されないこと
- 密閉空間での大声の発生、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- その他、必要に応じて適切な感染防止対策が講じられること

具体的な対策例

- 会場入り口や受け付け窓口には、手指消毒剤を設置する
- 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する
- 鼻水、唾液などがついたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、回収する人はマスクや手袋を着用する
- マスクと手袋をはずした後は必ずせっけんと流水で手を洗い手指消毒する
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受け付けを普及させ、受け付け場所での書面記入や現金授受を避ける
- 物販は、多くの人が触れるようなサンプル品や見本品は極力取り扱わない
- パンフレット等の配布物は手渡しせず、据え置き方式とする
- 最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔をあけた整列を促すなど人が密集しないよう工夫する
- 3密が発生しやすい屋内でのイベントは極力実施しない
- イベント実施の時間を分散するなどして、混雑を避ける
- 人と人が対面する時は、アクリル板、ビニールカーテンなどで遮る



- 飲料は、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する
- 食品は、同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、ひとり分を皿に取り分けたものを提供するなど工夫する
- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い・手指消毒を行うよう奨励する
- 陽性と判明された人およびその人と濃厚接触があったとされる人、その他感染が疑われる人へは来場しないよう呼び掛ける
- イベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合のことを、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく
- イベントスタッフにもマスク着用や手指消毒を徹底する
- イベントスタッフには出勤前に自宅で検温することを奨励し発熱等の症状がある場合は自宅待機の対応を行う
- イベントスタッフが陽性判明者および陽性判明者との濃厚接触者、14日以内に指定の国と地域への渡航歴がある者と接触した場合も自宅待機の対応を行う



このほか、商店街に属する各店舗において「小売業や飲食業のガイドライン」など業種ごとのガイドラインがある場合は、その記載事項を踏まえて適切に対応を